

別紙

諮問第1747号

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「開示請求者である「〇〇」が令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで〇〇警察署留置所に留置されていた際の被留置者出入簿」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監が令和5年9月20日付けで行った存否応答拒否を理由とする本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和6年2月2日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年7月14日に実施機関から理由説明書を収受し、同年7月23日（第232回第三部会）及び同年9月25日（第233回第三部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書

及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 被留置者出入簿について

被留置者出入簿は、警察法施行令（昭和29年政令第151号）13条1項の規定に基づく被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）5条2号により備え付けることが義務付けられている。実施機関では、警視庁被留置者留置規程（平成26年4月1日付訓令甲第16号。以下「規程」という。）7条（関係簿冊の備付け）において「留置施設には、次の各号に掲げる簿冊その他別に定める簿冊を備え、所定事項を記録しておかなければならない。」と規定し、同条10号において被留置者出入簿を定めるとともに、規程27条1項において「留置担当官は、被留置者の出し入れ（被留置者を留置施設から出場させ、又は留置施設に入場させることをいう。）を行う場合は、規程7条10号の被留置者出入簿により、留置主任官の指揮を受けなければならない。」と規定し、その作成を義務付けている。

イ 本件不開示決定の妥当性について

審査会が本件開示請求の内容を確認したところ、開示請求者である審査請求人本人が〇〇警察署に留置されていた際の被留置者出入簿（以下「本件請求文書」という。）について、条例に基づく情報公開制度により開示を求めるものであった。

審査請求人は、本件請求文書に係る情報について、「弁護士会照会書」に対する回答において詳細な回答を書類にて受けていること、また、審査請求人本人に係る被留置者出入簿であるため、本人に開示することは条例7条2号に該当しない旨主張する。

これについて、同号の趣旨、これを踏まえた解釈及び行うべき運用は、「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月20日11政都情第366号）第7条第2号関係第2、3が、個人情報に対する本人開示の取扱いについて示すとおりであり、「本号は、個人に関する一切の情報は不開示を原則とする趣旨である。したがって、開示請求者が、自己に関する情報について開示請求をした場合であっても、第三者からの開示請求の場合と同様に取り扱う。」のが相当であることから、本件開示請求については、第三者が開示請求を行った場合と同様に検討を行う。

実施機関は、本件請求文書の存否を答えることは、特定の個人が特定の期間に特定警察署留置施設に留置されていたか否かについて明らかにすることになり、本件請求

文書の存否に関する情報（以下「存否情報」という。）は、条例7条2号に規定する個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものの関係において条例10条所定の場合に該当する旨説明する。

審査会が検討するに、本件請求文書の存否を答えることにより、特定の個人が特定の期間に特定留置施設に留置されていたか否かの事実が明らかになると認められ、存否情報を明らかにすることは、条例10条所定の条例7条2号本文の不開示情報を開示することとなる時に該当する。

また、存否情報に係る上記事実は、その内容及び性質から、およそ同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

さらに、条例に基づく情報公開制度は、何人に対しても等しく開示請求権が認められ、開示請求者の属性によることなく、誰が請求しても同様の処分が行われるものであって、弁護士会照会とその趣旨及び目的を異にするものであり、審査請求人の自己情報として、弁護士会照会等により入手可能な情報があっても、そのことを理由に、条例に基づく公文書開示請求に対してこれを開示することはできない。

以上のことから、本件請求文書の存否を答えることにより、条例7条2号に該当する不開示情報を開示することになると認められるので、条例10条の規定により本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ